

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 10 月 5 日答申分

○答申の概要

- | | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 4件 |
| 厚生年金保険関係 | 4件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1700206 号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1700165 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 6 月 18 日の標準賞与額を 6 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 22 年 6 月 18 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 6 月 18 日

A 社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間における賞与に係る記録がない。標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された賞与に係る給与支給明細書、A 社から提出された請求者の賞与に係る賃金台帳及び B 厚生年金基金より提出された加入員賞与標準給与支払届により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 22 年 * 月 * 日から平成 23 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できる。

さらに、上記賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 5 月 19 日に年金事務所に提出されているため、上記賞与に係るオンライン記録は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定

は適用されない。

以上のことから、請求者の平成 22 年 6 月 18 日に係る標準賞与額については、請求者から提出された給与支給明細書、A社から提出された請求者の賞与に係る賃金台帳及びB厚生年金基金より提出された加入員賞与標準給与支払届における賞与額から、6万5,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号： 関東信越（受）第 1700207 号

厚生局事案番号： 関東信越（厚）第 1700166 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 21 年 6 月 19 日の標準賞与額を 13 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 21 年 6 月 19 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 6 月 19 日

A 社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間における賞与に係る記録がない。標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の賞与に係る賃金台帳及び B 厚生年金基金より提出された加入員賞与標準給与支払届により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 21 年 * 月 * 日から平成 21 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できる。

さらに、上記賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 5 月 19 日に提出されているため、上記賞与に係るオンライン記録は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されな

い。

以上のことから、請求者の平成21年6月19日に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者の賞与に係る賃金台帳及びB厚生年金基金より提出された加入員賞与標準給与支払届における賞与額から、13万5,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1700208 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1700167 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 25 年 6 月 20 日の標準賞与額を 6 万 9,000 円とすることが必要である。

平成 25 年 6 月 20 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 6 月 20 日

A 社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間における賞与に係る記録がない。標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の賞与に係る賃金台帳及び B 厚生年金基金より提出された加入員賞与標準給与支払届により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 25 年 * 月 * 日から平成 26 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できる。

さらに、上記賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 5 月 19 日に提出されているため、上記賞与に係るオンライン記録は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されな

い。

以上のことから、請求者の平成 25 年 6 月 20 日に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者の賞与に係る賃金台帳及びB厚生年金基金より提出された加入員賞与標準給与支払届における賞与額から、6万9,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1700209 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1700168 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 12 月 9 日の標準賞与額を 3 万 3,000 円とすることが必要である。

平成 23 年 12 月 9 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 12 月 9 日

A 社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間における賞与に係る記録がない。標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の賞与に係る賃金台帳及び B 厚生年金基金より提出された加入員賞与標準給与支払届により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 23 年 * 月 * 日から平成 24 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できる。

さらに、上記賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 5 月 19 日に提出されているため、上記賞与に係るオンライン記録は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されな

い。

以上のことから、請求者の平成23年12月9日に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者の賞与に係る賃金台帳及びB厚生年金基金より提出された加入員賞与標準給与支払届における賞与額から、3万3,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700178号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1700019号

第1 結論

昭和49年4月から昭和54年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年4月から昭和54年8月まで

私は、昭和49年3月に大学を卒業後、その時には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた母に加入するよう勧められ、一緒にA市役所に行き国民年金の加入手続を行った。私と母は、国民年金保険料を納付する月が同じであり、一緒に郵便局へ保険料を納付するために出かけるのが恒例となっており、窓口で郵便局指定の「国民年金保険料領収書」を使って3か月分の保険料を納付しお互いに確認していた。私は母と同じように国民年金保険料を昭和49年4月から納付しており、昭和53年11月に結婚してA市からB市に転居してからも自宅近くの郵便局で納付し、保険料の納付月は母と同じであった。請求期間の保険料が未納とされているのは、国民年金被保険者台帳の記録は納付済となっているのにオンライン化する際に正確に入力されなかったからで、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和49年3月に大学を卒業後、その時には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた母に加入するよう勧められ、一緒にA市役所に行き国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を母と同じように納付していたと主張している。

しかしながら、請求者及びその母の国民年金手帳記号番号は連番であり、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年2月頃にA市において払い出されたものと推認され、この頃に初めて、請求者及び母の国民年金の加入手続が行われたと考えられる。

また、請求者は、上記のとおり昭和53年2月に国民年金の加入手続を行った時に、大学を卒業した月の翌月初日である昭和49年4月1日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得していることから、当該加入手続時点では、請求期間のうち昭和49年4月から昭和50年12月までの期間は、既に時効により保険料を納付できない期間となっている上、昭和51年1月から昭和52年3月までは保険料を過年度納付することが可能であるが、請求者は保険料を遡っ

て納付したことはないと陳述している。

さらに、請求者の母は、昭和 53 年 2 月 25 日に国民年金に任意加入し被保険者の資格を取得していることから、請求期間のうち昭和 49 年 4 月から昭和 53 年 1 月までは国民年金に未加入であり、制度上、当該期間は国民年金保険料を納付できない期間となっており、保険料を母と同じように納付していたとする請求者の主張とは異なっている。

加えて、請求者は郵便局指定の「国民年金保険料領収書」を使って国民年金保険料を郵便局に納付したと主張しているが、請求者が居住していた A 市から提供された資料により、昭和 45 年 10 月以後については同市が発行する A 市専用の納付書により保険料を納付する方法となっていることが確認できる上、請求者は昭和 53 年 11 月に婚姻により A 市から B 市に転居し、転居後も B 市内の郵便局から保険料を納付したと主張しているが、A 市及び B 市によると請求期間当時、B 市の郵便局では A 市及び B 市発行の納付書を使用して保険料を納付することはできない。

また、請求者は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しており、この年金手帳以外に年金手帳の交付を受けた記憶がないと陳述しており、社会保険オンラインシステムによる氏名検索により調査したものの請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、請求者は、年金事務所から提供を受けた請求者に係る国民年金被保険者台帳の記載内容により、請求期間は納付済であると主張しているが、日本年金機構は、昭和 52 年度の摘要欄の記載については、文字が不鮮明ではあるが、納付済と記載されたものではないと思われ、年度欄の 53 と 54 の数字に「済」の記載については、当時台帳を保管していた市町村と社会保険事務所（当時）との記録照合による確認済の「済」の意味で、納付済の意味ではないと思われる旨回答しており、当該台帳からは、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと判断することはできない。

そのほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。